
令和3年 6 月 宇美町議会定例会会議録 (第1日)

令和3年6月3日宇美町議会定例会を宇美町議会会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

(1) 議長事務報告

(2) 町長行政報告及び提案総括説明

(3) 教育委員会行政報告

(4) 繰越計算書報告

・令和2年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書

・令和2年度宇美町上水道事業会計予算繰越計算書

・令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書

日程第4 閉会中の継続審査

(1) 請願審査報告 (請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

(1) 議長事務報告

(2) 町長行政報告及び提案総括説明

(3) 教育委員会行政報告

(4) 繰越計算書報告

・令和2年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書

・令和2年度宇美町上水道事業会計予算繰越計算書

・令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書

日程第4 閉会中の継続審査

(1) 請願審査報告 (請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書)

出席議員（13名）

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	9 番 脇田 義政
10 番 小林 征男	11 番 飛賀 貴夫
12 番 白水 英至	13 番 南里 正秀
14 番 古賀ひろ子	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸	
書記 太田 美和	書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長 …………… 佐伯 剛美
危機管理課長 …………… 藤木 義和	財政課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 原田 和幸	税務課長 …………… 松田 博幸
会計課長 …………… 瓦田 浩一	住民課長 …………… 八島 勝行
健康福祉課長 …………… 尾上 靖子	環境農林課長 …………… 工藤 正人
管財課長 …………… 矢野 量久	都市整備課長 …………… 安川 忠行
上下水道課長 …………… 藤井 則昭	学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 飯西 美咲	こどもみらい課長 …………… 太田 一男

10時00分開会

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第1号をお配りしていますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和3年6月宇美町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本定例会の採決について、9番、脇田議員の表決は挙手で行うこととしておりますので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、安川議員及び4番、藤木議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本定例会の会期は本日から6月10日までの8日間とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月3日から6月10日までの8日間とすることで決定いたしました。

今後の議事は、事前に配付いたしております令和3年6月宇美町議会定例会日割表により進めることにいたします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

〔議長交代〕

○副議長（南里正秀君） 議長の事務報告を求めます。古賀議長。

○議長（古賀ひろ子君） 議長事務報告を行います。

令和3年4月21日に糟屋地区議長協議会がありました。

初めに、1、協議事項では、糟屋地区議長協議会会長、副会長及び監事の選任について、福岡県町村議会議長会理事の選任について、多々良川水系改修事業促進協議会役員の改選について、糟屋地区議長協議会令和2年度決算報告及び令和3年度予算（案）について、それぞれ協議を行いました。

次に、2、報告事項として、第65回町村議会議長全国大会の中止について、福岡県町村議会議長会表彰規程等の一部改正について、選挙運動の公費負担に関する条例の制定状況について、それぞれ報告がありました。

最後に、各市町の令和3年3月定例会の情報交換を行いました。

以上、本日報告いたしました内容につきましては、資料つづりを事務局に置いておりますので、御覧いただきたいと思います。

これで、議長事務報告を終わります。

○副議長（南里正秀君） 報告が終わりましたので、議長事務報告を終結します。

〔議長交代〕

○議長（古賀ひろ子君） 町長行政報告及び提案総括説明を行います。

町長より本定例会に提案されました案件は、専決処分の報告1件、人事案1件、工事請負契約の締結案1件、条例案3件、予算案2件の計8件であります。

町長行政報告及び提案総括説明を求めます。木原町長。

○町長（木原 忠君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、令和3年6月宇美町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

4月中旬以降の第4波と言われます新型コロナウイルス感染症拡大を受け、福岡県下では、5月のゴールデンウィーク前から順次、日中も含む不要不急の外出自粛や飲食店等に対します営業時間の短縮といったまん延防止等重点措置に準じる厳しい措置が取られてきたところでございます。

しかしながら、新規陽性者数が高い水準で推移していたことや病床使用率の大幅な上昇、さらには変異株による変異ウイルスの蔓延等から、5月12日から5月31日までの期間におきまして、本町を含む県下全域に緊急事態宣言が発出をされたところでございます。

こういった緊急事態宣言下ではございますが、本町におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う組織機構の強化を図るために、6月1日付で、これまでの新型コロナウイルスワクチン接種事業支援室から新型コロナウイルスワクチン接種事業推進本部へと体制の変更を行ったところでございます。

当該推進本部におきましては、本部長といたしまして副町長をトップに、副本部長には総務調整監を、本部員には建設調整監、教育調整監及び健康福祉課長を配置をいたしております。さらには、医療班に医療主幹以下4名、総務班に総務主幹以下5名を配置し、総勢で専任職員9名の体制になるものでございます。

新型コロナウイルスワクチンの全住民の接種に向けましては、全庁的な応援体制を構築するとともに、町内医師会の先生方の御尽力によりなし得る最大級の事業であることをしっかり認識をしながら、今後の接種事業の推進と実施に鋭意努力をしまいる所存でございます。

それでは、6月定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございます。

75歳以上高齢者の接種予約を5月1日から開始し、5月13日からは、65歳から74歳までの前期高齢者接種予約の受付を開始したところでございます。高齢者全体の予約率は、これからはちょっと直近のデータで御報告をさせていただきますのでよろしくお願いたします。昨日でございますが、6月2日現在70.1%であり、既に7月10日までの集団接種会場及び医療機関での個別接種ともに予約枠はいっぱいになっている状況でございます。

今後は、国からのワクチンの供給に伴い、7月末を目途に高齢者接種の完了を目指し、1日も早く住民全体に新型コロナウイルスワクチンの接種が行き渡ることにより全力を注ぐ所存でございます。

接種事業の状況といたしましては、5月6日の高齢者施設接種を皮切りに、5月15日に住民福祉センターでの集団接種、5月17日に町内医療機関での個別接種を開始し、6月2日からは南町民センターでの集団接種が開始をされたところでございます。6月2日現在で3,526名の方が1回目の接種を終了し、高齢者の接種率につきましては、高齢者数1万878名に対しまして32.4%の進捗率でございます。

1回目の接種に合わせて2回目の接種につきましても同時進行で行う予定でございますが、今後も必要量のワクチンが順次供給されることにより、今後のスケジュールや進捗状況につきましても、住民の皆様にも分かりやすい周知を行ってまいり所存でございます。

続いて、5月11日に行った高齢者施設接種の際に、重大な医療事故がありましたことにつきまして御報告をいたします。

当該医療事故は、医療従事者による被接種者への針刺し事故であり、事件発覚後には、厚生労働省及び福岡県に対しまして速やかに報告を行いますとともに、議員各位をはじめ、マスコミ、報道機関等につきましても、事件概要の説明を行ったところでございます。何よりも、被害を受けられた方には多大な御負担と御迷惑をおかけし、住民の皆様にも報道等により御心配をおかけいたしましたことを心からお詫びを申し上げます。今後は、失った信頼を回復できますよう、再発防止に努めますとともに、住民の皆様にも1日も早く安心、安全なワクチン接種をしていただきますよう、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況について御報告をいたします。

この交付金は、令和2年度に国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設されたものであります。

令和2年度、本町では、事業継続や雇用維持への対応を後押しするとともに、新しい生活様式

等への対応を図る観点から、小規模事業者応援給付金給付事業、学校の遠隔・オンライン学習の環境整備事業及び町立図書館におきます電子書籍導入事業などの計27の事業費として、本交付金5億5,104万3,000円を充当し、事業実施を進めてきたところでございます。

これらの事業のうち、感染対策用資機材収納倉庫整備事業及び学校施設等の新型コロナウイルス感染防止施設環境対策事業に関しましては、昨年度から今年度に繰越しを行い、引き続き、事業の実施に取り組んでまいり所存でございます。

また、国の第3次補正予算の成立により、本交付金のさらなる増額が決定しており、令和3年度の本町への配分額は1億7,898万6,000円とされました。既に、さきの4月臨時議会におきまして、プレミアム付き地域商品券発行事業などの速やかに取り組むべき町内経済活性化対策事業を含みます4つの独自事業につきましては、補正予算を計上し、御議決を頂いたところでございます。

残る交付金の活用につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、必要とされます事業が適切な時期に実施できますよう準備を進めておりましたが、このたびの緊急事態宣言の発出を受け、町民生活における経済的影響を踏まえ、上水道基本料金の減免を実施することといたしました。貴船五丁目地区におきます供用開始に合わせて、令和3年8月から10月請求分の3か月分を減免する予定でございます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、ポストコロナに向けました経済構造の転換及び好循環の実現に向けまして、効果的・効率的できめ細やかな取組を行ってまいり所存でございます。

次に、国の緊急支援策として実施されます低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症による社会的な影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給することが決定をされました。

具体的な制度といたしましては、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯や、その他住民税非課税の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給するもので、支給対象となる世帯のうち、ひとり親世帯につきましては福岡県が支給を行い、その他の住民税非課税の子育て世帯につきましては、町が実施主体となりまして支給事務を行うものでございます。本町では、令和3年度分の住民税額決定後、対象となる世帯に対し、速やかに支給できますよう、ただいま事務を進めているところでございます。

次に、庁舎延命化に伴う各種改修事業について御報告をいたします。

まず、多目的トイレを除く庁舎本館のトイレ及び庁舎正面玄関出入口並びにアプローチ通路の

改修につきましては、4月中旬より先行工事を実施し、ゴールデンウィーク期間を中心に施工を行い、予定どおり順調に完了したところでございます。また、多目的トイレ及び授乳室の改修につきましては、7月30日の完成を目指し、鋭意、工事を進めているところでございます。今回の改修によって、様々な人に配慮したユニバーサルデザインの視点により、利用者の方々が利用しやすい庁舎となるよう期待をしているところでございます。

また、庁舎3階議会棟の改修につきましては、6月上旬に契約を締結し、8月31日の完成を目指し、事務を進めているところでございます。工事期間中につきましては、利用者や関係者の皆様には大変御不便をおかけすると存じますが、御理解と御協力を頂きますようお願いを申し上げます。

次に、防災対策事業について御報告をいたします。

令和2年1月の機構改革により危機管理課が発足し、令和2年度中に宇美町防災会議の開催を予定をいたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により会議の開催を見送り、令和3年5月の開催を予定していたところでございます。5月の連休後には、福岡県においても新型コロナウイルス感染拡大及び緊急事態宣言の発出により、当該委員の皆様が参集する会議を中止いたしまして、書面にて避難所運営感染対策備品の整備及び備蓄倉庫についての説明を行ったところでございます。

今年は、九州北部が5月15日に梅雨入りし、出水期が例年よりも20日ほど早まり、長雨や大雨になることも十分に予想をされます。今後も引き続き、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら災害対策に努めてまいり所存でございます。

次に、下水道事業について御報告をいたします。

平成7年度末の第1期供用開始を行って以来、下水道事業計画に基づき、当該事業の整備を進めているところでございますが、令和3年4月1日には、第28期といたしまして25.2ヘクタールの供用開始を行ったところでございます。

これに伴い、下水道計画区域面積862ヘクタールのうち、80.7%の696ヘクタールの区域におきまして下水道が使用できるようになり、処理区域内人口3万4,263人を行政区域内人口3万7,345人で除した下水道普及率は91.7%となったところでございます。また、処理区域内人口に対する水洗化人口は3万2,281人となり、水洗化率は94.2%となっております。

次に、令和3年度の課税状況について御報告をいたします。

前年度と比較いたしまして、個人町民税は2,816万2,243円減の15億554万9,253円、固定資産税は2,889万6,800円減の15億3,196万6,300円、軽自動車税は414万1,600円増の1億1,150万7,000円の当初調定となっております。

内閣府の令和3年4月の月例経済報告による経済の見通しは、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部には弱さが見られる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」との基調判断がなされております。

また、日本銀行福岡支店が4月に発表した九州・沖縄の金融経済概況の総論におきましても、「九州・沖縄の景気は、厳しい状態にあるものの、輸出・生産を中心に持ち直しつつある。雇用・所得情勢を見ると、労働需給、雇用者所得ともに弱い動きとなっている。3月短観におきます企業の業況感は、製造業を中心に改善している。先行きについては、新型コロナウイルス感染症の動向が当地の企業や家計のマインドに与える影響等に留意する必要がある。」となっております。

本年度も、新型コロナウイルス感染症による休業や自粛による甚大な事業損失や収入減等の影響を受け、納税者の皆様と町の双方にとりまして非常に厳しい状況になることが予想をされます。

令和2年4月に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、地方税においても感染症及び蔓延防止のための措置の影響により、厳しい状況に置かれている納税者に対する納税緩和措置といたしまして、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が創設されました。

本町におきましても、積極的に制度の周知・広報を行い、休業等により収入が減少した雇用者の方や事業者の皆様の特例による猶予制度を御活用いただきましたが、今後も引き続き、雇用や事業活動、生活を守ることで、その後の納税資力を回復するための基盤を築いていただきたいと、このように考えております。

なお、徴収猶予の特例制度につきましては、申請期限とされました令和3年2月1日以降、延長措置は実施をされませんでした。令和3年1月15日付総務省通知におきまして、「感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対しましては、引き続き柔軟かつ適切な対応を求める。」とこのようにされております。

また、平成29年度に導入いたしましたファイナンシャルプランナーによる納付相談を本年度も継続して実施をいたしておりますので、必要とされる場合は事業や生活再建のために最大限活用していただくなど、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、より一層慎重な対応を心がけてまいります。

以上をもちまして行政報告を終わりますが、今後とも、議員各位の御理解とお力添えを心からお願いを申し上げます。

それでは、6月議会に当たりまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本議会に提案をいたしております議案は、報告1件、人事案件1件、工事請負契約案件1件、条例案件3件、予算案件2件の計8件でございます。

報告第1号の専決処分の報告につきましては、令和3年3月30日に町道下宇美8号線で発生をいたしました自動車物損事故の相手方と示談が成立し、令和3年5月10日に専決処分を行っており、議会に報告をするものでございます。

同意第2号の宇美町教育委員会委員の任命につきましては、宇美町教育委員会委員の三徳屋典子氏の任期が本年6月30日で満了することに伴い、後任といたしまして橋本愛子氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第26号の工事請負契約の締結は、令和3年度桜原小学校体育館外壁等改修工事につきまして、令和3年5月20日に指名競争入札を執行し、5月25日に落札者であります株式会社岩堀工務店宇美営業所と仮契約を締結したところでございます。なお、請負契約金額は1億1,858万円となるものです。

議案第27号の宇美町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号の宇美町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公務能率の維持、確保を実現するため、地方公務員法に基づく休職の効果について所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号の押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、町民の利便性向上のため、行政手続におきます押印について所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号の令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）は、上水道基本料金の減免に伴い、所要の補正を行うものであります。収益的収支の収入で49万5,000円を増額補正いたしまして7億9,758万5,000円に、支出で49万5,000円増額補正いたしまして7億5,485万2,000円といたしております。これにより、今年度の純利益は3,723万円余を見込んでいるものでございます。

議案第31号の令和3年度宇美町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1億6,210万6,000円を追加し、予算総額を122億1,374万7,000円とするものでございます。

歳出は、国の新型コロナウイルス感染症による緊急支援策といたしまして実施いたします低所

得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費6,091万8,000円をはじめ、長引く新型コロナウイルス感染症での緊急事態宣言の発出を受け、町民生活におけます経済的影響を踏まえ、上水道料金の基本料金3か月分が減免されるため、上水道事業会計操出金5,826万2,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種事業1,013万3,000円、道路橋りょう維持管理費910万円、公園管理・整備事業費528万1,000円、中央公民館・住民福祉センター管理費1,022万7,000円の増額が主なものでございます。

一方、歳入は、低所得の子育て世帯生活支援に伴います臨時特別給付金負担金6,092万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応といたしまして交付されます地方創生臨時交付金5,826万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金1,013万3,000円、公共施設等適正管理推進事業債850万円の増額が主なものでございます。また、債務負担行為及び地方債の補正を併せて提案をさせていただいております。

以上で行政報告及び提案総括説明を終わりますが、それぞれの議案が議題となりましたときには、担当者より詳細に説明をさせますので、御議決いただきますようお願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、町長行政報告及び提案総括説明を終結します。

続いて、教育委員会行政報告を行います。

教育委員会行政報告を求めます。佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） 失礼いたします。令和3年6月議会定例会が開催されるに当たりまして、教育委員会行政報告をさせていただきますが、本議会から、教育委員会行政報告を一部変更しておりますので、その説明からさせていただきます。

これまでは、教育委員会会議の一覧表を基に会議ごとの主な内容を報告しておりましたが、これまで同様会議一覧は御参照いただき、教育委員会関連の主な行事の報告や施策の進捗状況などを報告するとともに、町長の行政報告同様、その原稿を議案書つづりにつづっておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、6月定例会に当たりまして、教育委員会行政報告をさせていただきます。

初めに、学校教育課関連の内容から、高校入試結果等について御報告いたします。

高校入試に当たっては、昨年度から続いております新型コロナウイルス感染症の影響が心配されましたが、公立、私立ともに予定通り実施され、無事に受験を終えることができました。

結果は、3中学校で私立の専願の合格率が92.8%、私立の一般入試が98.1%、公立の推薦が94.4%、公立一般入試が75.7%となり、公立一般入試の合格率が若干下がったものの、そのほかの入試は前年度の合格率を上回りました。

これまでの学力向上の取組が徐々に結果として結びついていることを確信するとともに、今回

の結果をしっかりと検証し、今後の取組に生かしていきたいと思います。生徒たちには、それぞれの新たなステージへ向かって大きく羽ばたいてほしいと願っているところでございます。

次に、令和3年度宇美町教育振興基本計画について御報告をいたします。

今日の学校を取り巻く社会状況の変化に伴って、学校教育や社会教育が直面する課題はますます複雑化、多様化しております。このような状況の中、これまで国や県の教育の動向を把握し、具体的な教育施策に取り組んでまいりました。

本年度につきましても、昨年度までの取組の評価を踏まえ、主な変更として次の3点を加え、宇美町教育振興基本計画を作成しました。

1点目は、こどもみらい課が教育委員会に編入されたことに伴い、連携協力を深め、各事業を推進すること。

2点目は、ICTを活用した学習活動の充実及びその整備。

3点目は、各学校の校内研修への支援等についてです。

現在、町内の各小中学校におきましては、この宇美町教育振興基本計画に示しております施策内容を踏まえ、学校経営要綱を作成していただいております。なお、本計画につきましては、町のホームページに掲載していますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、入学式について御報告いたします。

中学校の入学者は昨年度より2名少ない367名、小学校の入学者は昨年度より10名多い373名でした。今後、学校訪問や町内の研修会等を通じて、小中学校で、中1ギャップ、小1プロブレム等が生じないように配慮するとともに、幼保・小・中の円滑な連携による取組が推進できますよう指導してまいります。

次に、体育会・運動会について御報告いたします。

今年度は感染症対策を講じながら実施する予定でありましたが、突然の緊急事態宣言により、昨年度に引き続き、5月実施予定でありました体育会・運動会は中止との判断になりました。非常に残念ではありましたが、今後とも児童生徒たちの学びが止まることのないよう、感染症対策を講じた上での学びを推進していきたいと思っております。なお、現在各小中学校において、感染症対策等の状況を踏まえた代替案を検討中であります。

次に、社会教育課関連の内容から、宇美町スポーツ推進計画について御報告いたします。

本町では、全ての町民が生涯を通じて気軽にスポーツへ参加し、健康の増進や体力の向上が図れるよう、スポーツ活動の環境づくりに取り組んでいるところでございますが、本町のスポーツ活動をより一層推進するため、スポーツ基本法に基づき、宇美町スポーツ推進計画を令和3年3月に策定いたしました。

本計画の策定に当たりましては、宇美町スポーツ推進計画策定懇談会委員をはじめ、貴重な御

意見をお寄せいただきました議会や関係団体の方々に対しまして、心より感謝申し上げます。

今後は、各種団体と連携し、基本理念である「スポーツで輝く元気なまち宇美～生涯にわたる豊かなスポーツライフを～」の実現を目指し、総合的なスポーツ活動を推進してまいります。

次に、宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センター改修工事について御報告いたします。

宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センターは、社会教育の奨励及びスポーツ・文化の推進を図るための施設として設置されていますが、建築から約44年が経過し、施設の老朽化が課題となっているところです。今回、宇美町公共施設再配置計画に基づき、令和3年度から令和4年度において外壁防水工事を実施する予定としています。

次に、こどもみらい課関連の内容から、町立保育園民営化の進捗状況について御報告いたします。

現在、第2期保育所整備計画に基づきまして、町立柳原保育園の民営化に着手しております。3月に事業者の公募を行ったところ、町の内外より9事業者の応募があり、4月から5月にかけて審査を行った結果、久留米市の社会福祉法人金丸福祉会に決定いたしました。今後は、令和4年4月の民営化に向けまして移管作業を進めてまいります。

次に、宇美八幡宮保育園園舎火災延焼復旧改築工事について御報告いたします。

4月にこどもみらい課立会いの下、入札会を行い、宗像市の株式会社和技研が落札し、現在工事に着手しているところであります。新園舎は令和4年3月完成、4月からの供用開始を予定しております。

次に、5月7日に発足いたしましたかすや児童虐待防止地域ネットワークについて御報告いたします。

かすや児童虐待防止地域ネットワークは、粕屋警察署、福岡児童相談所、宗像児童相談所及び糟屋地区自治体で構成されており、児童虐待の未然防止を図ることを目的としております。今後は、関係機関が相互理解を深め、事例検討等によるリスク判断や連携方法の確認等を行うことにより、関係機関の見守り機能を高め、児童虐待の未然防止に取り組んでまいります。

次に、保育所等の入所状況について御報告いたします。

令和3年度における保育所等の入所状況は、前年度を22名上回る受入れを行いました。4月1日時点で40名の待機児童が発生しております。今後も安定した保育事業を目指し、引き続き保育士の確保、民間を含めた保育量の拡大と保育環境の整備を進め、早い段階で待機児童が解消できるよう努めてまいります。

以上、今後とも宇美町の教育力向上のため努力してまいりますので、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。教育委員会行政報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、教育委員会行政報告を終結します。

次に、繰越計算書の報告を行います。

令和2年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

報告を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） よろしく願いいたします。

それでは、令和2年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をさせていただきます。

計算書につきましては、先ほどの教育委員会行政報告の次にとじておりますので、お開きいただきたいと思っております。なお、A4の横になっておりますので、議案つづりのほうを横にしていたいただければと思っております。

記載しております繰越し事業につきましては、令和2年度宇美町一般会計歳出予算のうち、補正予算第4号及び第6号、第7号、第8号並びに第9号において可決をいただき、繰越明許費として設定されたもので、本日は地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。表上段の上から款、項、事業名、金額となっております。この金額につきましては、令和2年度補正予算におきまして可決をいただきました翌年度への繰越明許費設定金額で限度額でございます。

各事業の翌年度繰越額は、広報広聴事業費（町制施行100周年記念宇美町町勢要覧印刷製本業務）484万円、広報広聴事業費（宇美町町民憲章制定支援業務）295万9,000円、飲食店利用促進事業につきましては繰越しを行わずゼロ円、宇美八幡宮保育園整備事業1億5,204万7,000円、上角堰修繕事業165万円、新田原地区急傾斜地崩壊対策工事2,940万円、貴船公園用地法面崩壊防止対策工事4,000万円、公園施設長寿命化対策支援事業1,100万円、感染対策防災備蓄倉庫整備事業2,467万8,000円、学校保健特別対策事業小学校費312万円、桜原小学校大規模改修（体育館）事業1億3,797万9,000円、学校保健特別対策事業中学校費504万4,000円、以上が令和3年度に繰り越した額で、その右側がそれぞれの財源の内訳になっております。

それでは、内容の説明に入ります。

2款総務費1項総務管理費広報広聴事業費（町制施行100周年記念宇美町町勢要覧印刷製本業務）については、新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴い、業務の実施が困難であり、町勢要覧の発行を令和2年9月から令和3年9月に延期したため、繰越しを行ったものです。

同じく2款総務費1項総務管理費広報広聴事業費（宇美町町民憲章制定支援業務）についても、新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴い、業務の実施が困難であり、町民憲章の制定を令和2年度から令和3年度に延期したため、繰越しを行ったものです。

同じく 2 款総務費 1 項総務管理費飲食店利用促進事業については、令和 3 年 1 月下旬に発行する予定としていた町内飲食店のクーポン付きパンフレットについて、2 回目の緊急事態宣言が発令され、飲食店への時短要請が行われる中、事業を進めることは困難であると判断し、事業期間を延長して実施することにしたことから、事業が実施されるまでの間に参加店舗が増加する可能性があることを想定し、増加分のクーポン券に対する補助金額を繰り越す予定としておりましたが、参加店舗数に変動がないことが確定し、繰り越す必要がなくなったものでございます。

3 款民生費 2 項児童福祉費宇美八幡宮保育園整備事業については、宇美八幡宮保育園火災延焼復旧改築工事の設計変更が発生し、設計変更等の手続に不測の日数を要し、年度末に竣工することが困難となったため、繰越しを行ったものです。

6 款農林水産業費 1 項農業費上角堰修繕事業については、井堰設置事業者が災害協定に基づき、熊本県の球磨川等で発生した大規模豪雨災害の災害復旧にあたっており、年度末に技術職員を配置することが困難となったため、繰越しを行ったものです。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費新田原地区急傾斜地崩壊対策工事については、県が決定する急傾斜地崩壊危険区域決定に時間を要し、対策工事の発注時期が計画より遅れたため、繰越しを行ったものです。

8 款土木費 5 項都市計画費貴船公園用地法面崩壊防止対策工事については、緊急に対策が必要であることから令和 2 年度中に着手いたしましたが、令和 2 年度内に完了が見込めないため、繰越しを行ったものです。

同じく 8 款土木費 5 項都市計画費公園施設長寿命化対策支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国の方針により、令和 3 年度に予定していた社会資本総合交付金事業を 1 5 か月予算として令和 2 年度補正予算として計上し、繰越し事業を行う必要が生じたため、繰越しを行ったものです。

9 款消防費 1 項消防費感染対策防災備蓄倉庫整備事業については、建築物の用途変更申請を行うための関係省庁との協議に時間を要し、また平成 1 3 年 9 月に建築された旧堆肥化处理施設を防災備蓄倉庫として活用するため、建築物健全度調査を行ったところ、作業環境基準に適合しない成分が含有していないかの調査が必要となり、着手が遅れ、年度内に工事完了が見込めなかったため、繰越しを行ったものです。

1 0 款教育費 2 項小学校費学校保健特別対策事業及び 2 段下の 1 0 款教育費 3 項中学校費学校保健特別対策事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で自動水栓の物品等を令和 3 年 3 月までに調達することができなかつたため、繰越しを行ったものです。

1 0 款教育費 2 項小学校費桜原小学校大規模改修（体育館）事業については、児童の安全を確保するためには長期休暇等を利用しないと施工できず、令和 3 年 3 月までに工事を完了すること

ができないため、繰越しを行ったものです。

計の欄を御覧ください。

金額の合計は4億1,599万7,000円で、これが繰越しの限度額でございます。翌年度繰越額は4億1,271万7,000円。財源内訳は、既収入特定財源2,919万3,000円、国県支出金1億8,710万5,000円、町債1億2,490万円、一般財源7,151万9,000円となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりました。

若干の質疑がありましたら、お受けしたいと思います。事業名をお示しの上、質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

令和2年度宇美町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を終結します。

次に、令和2年度宇美町上水道事業会計予算繰越計算書の報告を議題といたします。

報告を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、令和2年度宇美町上水道事業会計予算繰越計算書について御報告いたします。

計算書については、先ほどの一般会計の次のページになります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しを行っておりますので、同条第3項の規定により議会へ報告するものでございます。

繰越しの内容でございますが、1款資本的支出2項改良費、事業名は貴船五丁目（1）、同じく（2）配水管接続工事、貴船五丁目電気計装工事、県道福岡太宰府線（原田三丁目外（2））配水管布設替工事、原田中央地区（3）配水管布設替工事の5件で、事業費総額は1億7,430万円を令和3年度へ繰越しをいたしております。

繰越しの理由でございますが、まず2番目の貴船五丁目（2）配水管接続工事は見積りの不調、これは見積りの辞退でございます。これに伴いまして発注の見直しに日数を要したため繰越しを行うもので、1番目の貴船五丁目（1）配水管接続工事及び3番目の貴船五丁目電気計装工事は、同時施工であります貴船五丁目（2）配水管接続工事の工期が延長されたため、繰越しを行うものでございます。

4番目の県道福岡太宰府線（原田三丁目外（2））配水管布設替工事は、本年1月の寒波に伴う水道管破損への対応及び地下支障物による不測の日数が生じたため繰越しを行うもので、原田中央地区（3）配水管布設替工事は同時施工であります原田中央地区（3）下水道築造工事の繰

越しに併せて繰越しを行うものでございます。

以上で予算繰越計算書の報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりました。

若干の質疑がありましたら、お受けしたいと思います。事業名をお示しの上、質疑のある方はどうぞ。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） ここ、下水道の普及率が、前に説明がありましたんですが、91.7%と、あと水洗化率が94.2%と。この宇美町において全部が水洗化になるとは限らないんですけど、どの割合になったときにその下水敷設が完了するのか、お答えください。

○議長（古賀ひろ子君） 質問者にお尋ねします。今上水道のこの繰越計算書になっておりますが……（「下水道じゃないですか。申し訳ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。

ちょっと時系列で説明していただきたいところが3つほどあります。これが、その貴船五丁目（1）ですね、工事。これが見積り不調になったことに伴いとありますね。またその下（2）ですね、そして五丁目の電気計装工事、これ見積り不調と。見積り不調になった原因というのをどのように考えてありますか。これによって工事がかなり遅れてしまうという状況が発生して、結果的には配水が遅れてしまうという状況が今現在発生していると思うんですけど。この要因と、それに伴って時系列でどのような事態が生じていたのか。ほかに工事がたくさんあって、そういったことによって工事を受けてもらえなかったか。その辺も含めて説明をしていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） お答えいたします。

今回の見積り不調になったものについては、2番目の貴船五丁目（2）配水管接続工事でございます。こちらにつきましては当初、この工事については受水槽の設置工事が主になります。これについては、令和2年11月に随意契約ということで町外業者2者による見積りを依頼しております。しかしながら、2者ともに見積りを辞退されたものでございます。辞退された理由でございますけれども、当課の事後調査によりますと、技術者を配置できないということでございました。

それで、再発注することになるわけでございますけれども、発注の手續に時間を要したということで、工期が不足するというので繰越しをしております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 2者にしか見積りを取らなかった。普通これぐらいの規模の工事になると、4者か5者かきちんとやって、きちんとその業者が技術者を配置できるかどうかぐらいまではある程度の予測を立てながら発注するというのが私当然のことだと思うんですけどね。なぜそのように2者しか見積り依頼しなかったんですか。どうなんでしょう。その辺まで教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 2者に選定した理由でございますけども、宇美町の指名願いに提示してある業者が2者しかいなかったということで2者を選定しているわけでございます。以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

令和2年度宇美町上水道事業会計予算繰越計算書の報告を終結します。

次に、令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告を議題といたします。

報告を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、報告いたします。

資料につきましては、先ほどの上水道会計の次のページになります。

それでは、令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書について御報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しを行っておりますので、同条第3項の規定により議会へ報告するものでございます。

繰越しの内容でございますが、1款資本的支出2項建設改良費、事業名につきましては、原田中央地区（3）下水道築造工事、地下埋設物補償費及び污水管渠点検調査業務委託の3件で、事業費総額2,730万円を令和3年度へ繰越しをいたしております。

繰越しとなった要因でございますが、原田中央地区（3）下水道築造工事及び污水管渠点検調査業務委託につきましては、国の補正予算による国庫補助金の追加採択になったことから工期が不足するため、繰越しをするものでございます。

地下埋設物補償費につきましては、下水道築造工事の繰越しにより、上水道事業へ支払いをされる補償費を併せて繰越しをするものでございます。

以上で予算繰越計算書の報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりました。

若干の質疑がありましたら、お受けしたいと思います。事業名をお示しの上、質疑のある方は

どうぞ。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 先ほどはすみませんでした。

下水道の普及率についてちょっとお尋ねしたいんですけども、宇美町全体で、完全に多分できないと思うんですけども、この普及率がどの程度までいくと、その下水道の整備が整ったということになるのでしょうか。その辺をちょっとお答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 質問者に申し上げます。この繰越計算書についての質疑を今問うておりますが……（「関連でいけないですか。所信表明に載っていますよ。分からなければ」と呼ぶ者あり）

藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） お尋ねの普及率でございますけども、最終的には99.77%でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告を終結します。

日程第4. 閉会中の継続審査

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、閉会中の継続審査報告を行います。

令和3年3月宇美町議会定例会において、宇美町議会議員定数調査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査を行った請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書を議題といたします。

初めに、会議規則第41条第1項の規定により、請願審査報告書について委員長の報告を求めます。南里宇美町議会議員定数調査特別委員会委員長。

○宇美町議会議員定数調査特別委員会委員長（南里正秀君） 令和3年6月3日。宇美町議会議長古賀ひろ子殿。宇美町議会議員定数調査特別委員会委員長南里正秀。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

委員会開催日、令和3年4月6日、28日、5月17日。

請願件名、請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書。

紹介議員氏名、飛賀貴夫、黒川悟。

本請願書は、宇美町議会議員の定数を14人から12人に削減するとともに、定数削減を行う場合は併せて議員報酬を引き上げるについて請願されているものです。

審査の過程では、宇美町議会をはじめ、糟屋地区各町議会の議員定数の変遷、また全国で宇美町と同程度の人口規模自治体の議員定数やその比率について確認し、参考人から意見を聴取いたしました。

討論では、反対、賛成それぞれ3人の委員が討論しました。質疑等の詳細につきましては、本特別委員会の記録を参考とすることで、記述は概要のみにさせていただきました。

採決の結果は、賛成少数で不採択すべきものと決定したことを御報告いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりました。南里委員長、議席に戻ってください。

では、請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。9番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 賛成の立場から討論させていただきます。

今回、この請願を受け、定数問題について議論できたことを望ましく思っているところでございます。

住民の方が、議会に関心を寄せ、一石を投じていただいたことを重く受け止める必要があると考えております。

今日まで、議員定数の流れを見ますと、昭和22年の26名から始まり、昭和38年には20名定数がしばらく続き、平成14年からは每期ごとに見直され、現在では14名に変更されているのが現状であり、今までは議会が自主的に判断し、削減してまいりました。

しかし、今回の定数削減は住民側からの請願であり、民意であると受け止めております。

地方議会議員の在り方に関する研究会報告にもあるように、選挙における投票率の低下、無投票当選、女性議員の少ないなどの課題は山積している状況で、環境整備は必須であります。

定数削減することで、メリット・デメリットも当然あるのも承知しております。そして、定数削減によって無投票当選の回避につながるか否かも分かりません。

しかし、このような課題を解決するために、地域また住民の代表である我々議員は、住民との共通の認識を図ることが重要であると考えます。そこで、自治会や校区コミュニティなどと連携し、意見交換などを積極的に関わっていく必要があります。また、行政においては、自ら住民と直接つながって住民の声を吸い上げるようになった最近では、議会は何を目指すのかが問われているとも言えます。

振り返ってみますと、令和元年10月、元町議会議員が現職議員で逮捕され、全国に衝撃が走りました。辞職したとは言え、町民の皆様や関係する皆様に多大な御迷惑をおかけしたことを今

も忘れることはできません。そして、今回の請願があり、議会に対する不信があり、請願書は町民の意見だと捉えております。改めて、我々議員1人1人が自らを律し、議会の信頼回復に努める決意で臨むことが大事だと思います。

そこで、令和2年3月、宇美町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定に取り組みました。町議会の会議等を長期欠席した場合、また刑事事件による逮捕など町民に信頼を著しく反した場合における議員報酬及び期末手当の減額または支給停止等の措置を講ずるため、議員報酬等の特例を定める条例を規定しました。

今後生じる変化や課題に対応した持続可能な地域社会の実現に当たっては、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場となる議会の役割は一層需要です。今後も議会の在り方、議員に求められる役割、多様な層の住民の参画などについて幅広く検討を進めていく必要があります。

その際、長引く新型コロナウイルス感染症の感染リスクへの対応も踏まえた議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応など議会の在り方についても検討し、全力で取り組んでまいりたいことを決意いたしまして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 定数削減に反対する立場から討論をいたします。

定数削減は議会費減の効果はあるが、その反面、議会機能は低下する悪影響のほうが大きく、町民や町政の財政に利益よりも不利益をもたらす可能性が高くなると考えております。

成果は、能力掛け仕事量の総和と考えます。成果を担保するためには、能力か仕事量を増やすしかありません。人数が減れば総和が減り、仕事量が減れば成果は減る。町民の代理人である議員を削減することは、多様な町民の意見を反映する機会を減らすことであり、町民自らが身を切ることに等しいと考えております。

議員定数を減らすことが議会の活性化につながるとは考えにくく、予算や決算を厳格に審査し、二元代表制の政策決定の機能を関し、評価の機能を最大限に発揮し、住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を上げるためには、できるだけ多くの多様な能力を持つ人材が必要と考えます。少数精鋭よりも、多数精鋭が議会運営にも効果的と考えます。議会は言論の府であり、議論をし尽くし、町政に反映させるべきと考えております。

以上のことを踏まえ、定数削減に反対いたします。

討論を終了いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私は、賛成の立場から討論を行います。

今、反対者の意見につきましては、議員の保身にほかならないと考えております。私たち議員

は、町民の民意を持ってこの議会に出席し、町民の民意を議会を通して行政に求めることとございます。多数精鋭でなく少数精鋭でいくことも議会の活性化に非常につながることを考えております。

今の議会の状況を見て、請願者は請願を出されたことと、そこを重く受け止めることが必要だと思います。

また、今回出された請願者は、自治会会長会並びに地域コミュニティ会長会の方々が、職責の上、責任を持って押印、捺印されたことは、宇美町町民の民意だと重く受け止めるべきだと考えております。

よって、私はこの請願につきまして賛成の立場から討論をいたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） 9番、脇田です。

それでは、反対討論を行いたいと思います。

まず、定数削減を行う理由及び根拠が明確に明示されておりません。委員会の開催及び運営は定数を削減しても行えるから問題がないというような例を示し、機能的な方法により理由づけを行っているに過ぎないと思います。

次に、参考人の意見では、宇美町は人口が少ないので定数が多いのでは、差し当たり2名減ぐらいがいいのではないかとというようなことが述べられましたが、宇美町の人口は現在3万7,300人です。全国の町村数は現在大体約900で、その平均人口は約1万2,000人です。宇美町は決して人口が少ないとは言えません。町村には、人口規模は同じでも、それぞれが置かれた地理や経済的・社会的構造の違い、生活環境や住民意識等の実態も異なり、一概に人口だけで比較することは無理があると思います。

また、削減される議員報酬を原資に、報酬の引上げについて検討されれば、議員のなり手不足の解消に一役つなげるのではないかという記述もありますが、これらは全く別次元の問題であり、別途議論すべき問題だと思います。ちなみに、私の記憶によりますと、議員報酬を現行の2倍の五十数万円に引き上げたけどなり手がなかったという実例もあるようです。

最後になりますが、地方自治は民主主義の学校であると言われておりますが、まさに我が国において民主主義が浸透し、我々が自由と平和を享受できているのは、地方自治制度が機能しているからだだと思います。住民と議会、行政がそれぞれの役割を果たし、地方自治の充実に努めることが民主主義の発展と町の発展につながると思います。理由も根拠もなく、ただいたずらに定数を削減することは、自らが地方自治の精神を踏みこむもので、地方自治の形骸化を招き、将来に大きな禍根を残すことにつながりかねないと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。12番、白水議員。

○12番（白水英至君） 私は、反対の立場から発言させていただきます。

もういろいろと御意見を言われたので、私も同感でありましたから、ほかの方向からちょっと私の反対の意見を言わせていただきます。

私は、もう議員になって二十数年たつんですけど、その当時は平成の大合併または議会改革、それが全国的流行みたいになりました。また、議会改革イコール定数削減、そういうのも全国的に広がったわけであります。

私が議員になったときには、20名の議員さんがおられました。それから、毎回選挙のたびに2人ずつ少なくなって行って、最終的には14人に定数になったわけであります。

約10年ぐらい前に議長をさせていただきました。そのときに、糟屋郡の議長会で、議会改革について随分と全国に勉強会に行きました。その中で、講師の先生がおっしゃっていたのが、議会改革と定数削減は違いますよと。定数削減、議員を減らすということは、住民にとってマイナスになると。住民のためにはならないということを言われました。ここでそのいろんな話をするとう長くなりますが、そういうことで私もその当時から、もうこれ以上減らさないと、自分としてはこれから先はもうこの定数でいくというふうに決めておりました。

今回、こういうふうに定数削減の話が出ましたけども、やはり住民の代表の方からこういう話が出たということは大変重たいことでもあります。しかしながら、私もいろいろ自分なりに考えましたけども、やはり自分はこれ以上減らすと町民の声を聞く人が少なくなるということで反対しました。

以上で、反対意見とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから、請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、賛成少数で不採択であります。請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立採決の結果、可否同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

請願第3号について、議長は採択すると採決します。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日は、これで散会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時19分散会
